

議案第 47 号

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和6年 8月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなる。

このことに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月27日18地第6713号許可）
の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。